

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年6月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第20号

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例

墨田区介護保険条例（平成12年墨田区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「平成31年度及び」を削り、「2万9,160円」を「2万3,328円」に改め、同条第3項中「平成31年度及び」を削り、「2万9,160円」を「2万3,328円」に、「3万8,880円」を「2万9,160円」に改め、同条第4項中「平成31年度及び」を削り、「2万9,160円」を「2万3,328円」に、「5万6,376円」を「5万4,432円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第10条第2項から第4項までの規定は、令和2年度分の保険料から適用し、平成31年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。